

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年6月28日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和元年度高等学校奨学金等債権回収業務

(2) 業務内容

書面、電話等による債権の督促及び回収業務

(3) 請負価格の限度額

2,000千円（税込み）

2 契約期間

契約日から令和2年3月31日（火）まで

3 参加資格

次の(1)から(6)までの全てを満たす者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けているものを除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は第30条の2に規定する弁護士法人で、同法第57条第1項第2号から第4号まで、又は同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を現に受けていない者

イ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）に基づく債権回収会社として法務大臣による許可を受けており、同法第24条に規定する業務停止命令又は許可の取消しのいずれかの処分を現に受けていない者

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 都道府県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

4 選定基準

提出された書類に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館7階

静岡県教育委員会高校教育課学校支援班

電話番号 054-221-2141

ファックス 054-251-8685

E-mail kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

公告日から令和元年7月9日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所等

上記(1)に同じ

郵送希望の場合は、返信用封筒に切手を貼り、上記(1)へ送付すること。

(3) 提出書類等

ア 資格確認

(ア) 提出書類 参加表明書、誓約書、団体の概要及び「3 参加資格(4)」の条件を満たすことを証する書類の写し

(イ) 提出期限 令和元年7月12日（金）午後5時まで 持参又は郵送（必着）

(ウ) 提出場所 上記(1)に同じ

イ 企画提案書等

(ア) 提出書類 企画提案書及び参考見積書

(イ) 提出期限 令和元年7月18日（木）午後5時まで 持参又は郵送（必着）

(ウ) 提出場所 上記(1)に同じ

6 その他

(1) 企画提案書の内容について、参加者へのヒアリングを実施する。

(2) 書類作成に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 参加に必要な経費は、参加者の負担とする。

(4) その他詳細は募集要項及び仕様書による。